

平成23年

上尾市教育委員会5月定例会  
議案資料

## 目 次

### 議案第31号～議案第35号 関係資料

◇「市長に対する意見の申出」に係る参考条文	1
-----------------------	---

### 議案第32号 関係資料 (上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について)

◇条例新旧対照表	2
◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	3

### 議案第33号 関係資料 (工事請負契約の締結に係る意見の申出について (富士見小学校改築工事))

◇工事概要	5
◇入札記録	6
◇仮契約書 (写)	7

### 議案第34号 関係資料 (工事請負契約の締結に係る意見の申出について (東小学校耐震補強工事))

◇工事概要	9
◇入札記録	10
◇仮契約書 (写)	11

### 議案第35号 関係資料 (工事請負契約の締結に係る意見の申出について (瓦葺小学校耐震補強工事))

◇工事概要	13
◇入札記録	14
◇仮契約書 (写)	15

### 議案第36号 関係資料 (上尾市図書館協議会委員の任命について)

◇「図書館協議会委員」関係法令	16
-----------------	----

### 議案第37号 関係資料 (上尾市スポーツ振興審議会委員の委嘱について)

◇「スポーツ振興審議会委員」関係法令	18
--------------------	----

### 議案第38号 関係資料 (上尾市体育指導委員の委嘱について)

◇「体育指導委員」関係法令	20
---------------	----

## ◇「市長に対する意見の申出」に係る参考条文

## ●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件（※1）の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

（※1）「議会の議決を経るべき事件」（\_\_\_\_\_は、5月定例会の議案として提出したもの）

## ●地方自治法（昭和22年法律第67号）

〔議決事件〕

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
  - 二 予算を定めること。
  - 三 決算を認定すること。
  - 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
  - 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
  - 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
  - 七 不動産を信託すること。
  - 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
  - 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
  - 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
  - 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
  - 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
  - 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
  - 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
  - 十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項
- ② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

## ◇上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(介護補償) 第7条の2 同右</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が <b>10万4,530円</b> を超えるときは、<b>10万4,530円</b>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <b>5万6,720円</b> 以下であるときに限る。） <b>5万6,720円</b></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が <b>5万2,270円</b> を超えるときは、<b>5万2,270円</b>）</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <b>2万8,360円</b> 以下であるときに限る。） <b>2万8,360円</b></p>	<p>(介護補償) 第7条の2 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であつて教育委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が <b>10万4,730円</b> を超えるときは、<b>10万4,730円</b>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <b>5万6,790円</b> 以下であるときに限る。） <b>5万6,790円</b></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が <b>5万2,370円</b> を超えるときは、<b>5万2,370円</b>）</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <b>2万8,400円</b> 以下であるときに限る。） <b>2万8,400円</b></p>

◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三十四号）

3 平成23年3月25日 金曜日 官 報 (号外第59号)

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年三月二十五日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第三十四号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十一年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第一号中「十万四千七百三十円」を「十万四千五百三十円」に改め、同項第二号中「五万六千七百九十円」を「五万六千七百二十円」に改め、同項第三号中「五万二千三百七十円」を「五万二千二百七十円」に改め、同項第四号中「二万八千四百円」を「二万八千二百六十円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

文部科学大臣 高木 義明  
内閣総理大臣 菅 直人

## 富士見小学校校舎改築工事（解体・外構工事）

工 事 名 富士見小学校校舎改築工事（解体・外構工事）

工事場所 上尾市柏座四丁目3番8号

工事概要 解体工事

校舎北棟・校舎南棟解体工事 鉄筋コンクリート造3階建  
4, 607 m<sup>2</sup>

給食室棟解体工事 鉄筋コンクリート造3階建 354 m<sup>2</sup>

体育館棟解体工事 鉄筋コンクリート造1階建 770 m<sup>2</sup>

プール解体工事 プール及び付属屋

付属等解体工事

外構その他解体工事

外構工事

グラウンド整備工事 ダストコート舗装 9, 627 m<sup>2</sup>

防球ネット工事 外周 H = 12 m 延長270 m

芝生張り コーライ芝 面積1, 835 m<sup>2</sup>

グラウンド散水機器 R = 46 m 4基

遊具設置 <sup>うんてい</sup>雲梯、登り棒、鉄棒、ジャングルジ  
ム、滑り台、他

防災無線 鉄骨ポール14.8 m 1基増設

フラッグポール アルミ合金製 H = 10 m 3本並  
立

その他 外柵工事等

新築工事

体育倉庫 R C造 19 m × 3 m × 4.6 m

社会体育倉庫 R C造 8 m × 3 m × 4.6 m

固定テント 鉄骨造 12 m × 2.3 m × 2.3 m

## 入札記録

工事名 富士見小学校校舎改築工事（解体・外構工事）

入札日時 平成23年4月22日（金）午前9時

入札場所 市役所 入札室（5階）

契約しようとする額 306,075,000円

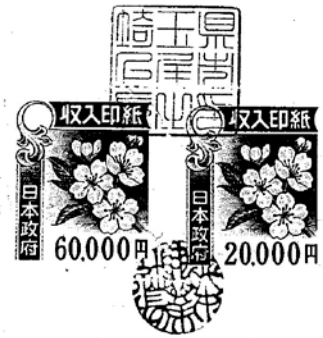
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 14,575,000円）

落札額の100分の105に相当する金額が契約しようとする額である。

	業者名	入札額（円）	摘要
1	上尾興業株式会社	295,000,000	
2	岩崎工業株式会社	296,300,000	
3	株式会社島村工業 上尾支店	297,400,000	
4	株式会社高橋工務所 埼玉支店	296,000,000	
5	千代本興業株式会社	291,500,000	落札
6	真下建設株式会社 蓮田支店	298,970,000	
7	守屋八潮建設株式会社 上尾支店	295,000,000	
8	株式会社山崎工務所	296,600,000	



## 工 事 請 負 仮 契 約 書



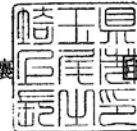
- 1 工 事 名 富士見小学校校舎改築工事（解体・外構工事）
- 2 工事場所 上尾市柏座四丁目3番8号
- 3 工 期 平成 年 月 日から  
平成 24年 3月 23日まで
- 4 請負代金額 金306,075,000円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 14,575,000円
- 5 契約保証金 請負代金額の10分の1以上
- 6 前 払 金 金90,000,000円
- 7 部分払の請求回数 無
- 8 解体工事に要する費用等  
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条第1項の規定に基づく  
解体工事に要する費用等の記載については、別添（様式1から様式3）のとおりとする。
- 9 本 契 約  
この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年上尾市条例第7号）第2条の規定による市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなす。
- 10 その他特定条件 無

上記の工事について、発注者上尾市と受注者 千代本興業株式会社 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。  
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年 4月28日

発 注 者 住 所 上尾市本町三丁目1番1号  
氏 名 上 尾 市

上尾市長 島 村 穰



受 注 者 住 所 埼玉県上尾市原市中一丁目7番地8  
氏 名 千代本興業株式会社

代表取締役 千 代 邦 夫



**東小学校南校舎・北校舎耐震補強及びトイレ改修工事  
(建築工事)**

工 事 名	東小学校南校舎・北校舎耐震補強及びトイレ改修工事（建築工事）		
工事場所	上尾市大字上尾村1171番地2		
建物概要	南校舎棟	鉄筋コンクリート造3階建	延床面積3,657㎡
	北校舎棟	鉄筋コンクリート造3階建	延床面積1,381㎡
			合計面積5,038㎡
工事概要	耐震補強工事		
	鉄骨ブレース	南校舎棟	21か所
		北校舎棟	2か所
		計	23か所
	柱補強	南校舎棟	8か所
	耐震スリット	南校舎棟	48か所
		北校舎棟	5か所
		計	53か所
	RC壁新設	南校舎棟	1か所
	庇方杖補強	南校舎棟	4か所
	トイレ改修工事		
	トイレ内装全面改修		
	その他改修工事		
	バルコニー防水		
	南校舎2、3階小梁補修及び床改修		

## 入札記録

工事名 東小学校南校舎・北校舎耐震補強及びトイレ改修工事（建築工事）

入札日時 平成23年4月22日（金）午前9時05分

入札場所 市役所 入札室（5階）

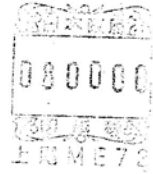
契約しようとする額 224,175,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 10,675,000円）

落札額の100分の105に相当する金額が契約しようとする額である。

業者名		入札額（円）	摘要
1	上尾興業株式会社	213,500,000	落札
2	岩崎工業株式会社	214,000,000	
3	株式会社島村工業 上尾支店	217,000,000	
4	株式会社高橋工務所 埼玉支店	217,100,000	
5	千代本興業株式会社	216,300,000	
6	株式会社東栄	215,500,000	
7	守屋八潮建設株式会社 上尾支店	216,900,000	
8	株式会社山崎工務所	218,000,000	

## 工 事 請 負 仮 契 約 書



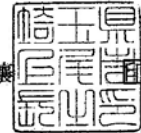
- 1 工 事 名 東小学校南校舎・北校舎耐震補強及びトイレ改修工事（建築工事）
- 2 工事場所 上尾市大字上尾村1171番地2
- 3 工 期 平成 年 月 日から  
平成 24年 3月 23日まで
- 4 請負代金額 金224,175,000円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 10,675,000円
- 5 契約保証金 請負代金額の10分の1以上
- 6 前 払 金 金89,600,000円
- 7 部分払の請求回数 無
- 8 解体工事に要する費用等  
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条第1項の規定に基づく  
解体工事に要する費用等の記載については、別添（様式1から様式3）のとおりとする。
- 9 本 契 約  
この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年上尾市条例第7号）第2条の規定による市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなす。
- 10 その他特定条件 無

上記の工事について、発注者上尾市と受注者 上尾興業株式会社 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年 4月28日

発 注 者 住 所 上尾市本町三丁目1番1号  
氏 名 上 尾 市

上尾市長 島 村 穰



受 注 者 住 所 埼玉県上尾市上町一丁目9番12号  
氏 名 上尾興業株式会社

代表取締役 加 藤 佳 孝



**瓦葺小学校管理棟耐震補強及びトイレ改修工事  
(建築工事)**

工 事 名 瓦葺小学校管理棟耐震補強及びトイレ改修工事（建築工事）  
工事場所 上尾市大字瓦葺2260番地  
建物概要 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積1,805㎡

工事概要 耐震補強工事  
屋根プレキャストコンクリート版を鉄骨トラス造屋根  
への架け替え  
耐震スリット 2か所

トイレ改修工事  
トイレ内装全面改修

その他改修工事  
体育館内壁及び床塗装  
既存屋根の一部防水改修

## 入札記録

工事名 瓦葺小学校管理棟耐震補強及びトイレ改修工事（建築工事）

入札日時 平成23年4月22日（金）午前9時20分

入札場所 市役所 入札室（5階）

契約しようとする額 145,635,000円

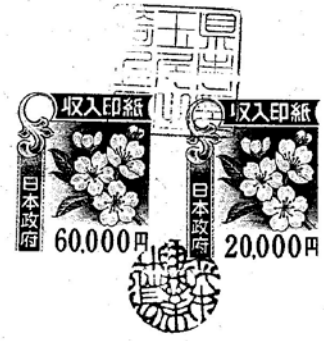
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 6,935,000円）

落札額の100分の105に相当する金額が契約しようとする額である。

業者名		入札額（円）	摘要
1	上尾興業株式会社	141,400,000	
2	岩崎工業株式会社	141,200,000	
3	株式会社島村工業 上尾支店	141,000,000	
4	株式会社高橋工務所 埼玉支店	140,800,000	
5	千代本興業株式会社	138,700,000	落札
6	株式会社東栄	138,800,000	
7	守屋八潮建設株式会社 上尾支店	140,000,000	
8	株式会社山崎工務所	140,000,000	



## 工 事 請 負 仮 契 約 書

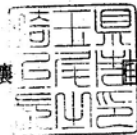


- 1 工 事 名 瓦葺小学校管理棟耐震補強及びトイレ改修工事（建築工事）
- 2 工 事 場 所 上尾市大字瓦葺 2260 番地
- 3 工 期 平成 年 月 日から  
平成 23年 11月 30日まで
- 4 請負代金額 金145,635,000円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 6,935,000円
- 5 契約保証金 請負代金額の10分の1以上
- 6 前 払 金 金58,200,000円
- 7 部分払の請求回数 無
- 8 解体工事に要する費用等  
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条第1項の規定に基づく  
解体工事に要する費用等の記載については、別添（様式1から様式3）のとおりとする。
- 9 本 契 約  
この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年上尾  
市条例第7号）第2条の規定による市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなす。
- 10 その他特定条件 無

上記の工事について、発注者上尾市と受注者 千代本興業株式会社 は、各々の対等な立場における合意に  
基づいて、別添の約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。  
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年 4月28日

発 注 者	住 所 氏 名	上尾市本町三丁目1番1号 上尾市 上尾市長 島村 穰
受 注 者	住 所 氏 名	埼玉県上尾市原市中一丁目7番地8 千代本興業株式会社 代表取締役 千代 邦夫



## ◇「図書館協議会委員」関係法令

### ●図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

---

### ●上尾市図書館協議会条例（平成12年上尾市条例第11号）

（設置）

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項の規定に基づき、上尾市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（定数）

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、12人以内とする。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 削除

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、上尾市教育委員会図書館において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

【 白紙 】

## ◇「スポーツ振興審議会委員」関係法令

### ●スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）

（計画の策定）

#### 第四条

- 4 都道府県及び第十八条第二項の審議会その他の合議制の機関が置かれている市町村の教育委員会（当該都道府県又は当該市町村が特定地方公共団体（※1）である場合にあつては、その長）は、前項の計画を定めるについては、あらかじめ、同条第三項に規定するスポーツ振興審議会等の意見を聴かななければならない。

（※1）「特定地方公共団体」…**地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体**〔上尾市は該当しない。〕

（スポーツ振興審議会等）

第十八条 都道府県に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

- 2 市町村に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。
- 3 前二項の審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ振興審議会等」という。）は、第四条第四項に規定するもののほか、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会（当該市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、市町村の教育委員会又はその長。以下この項において同じ。）の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。
- 4 スポーツ振興審議会等の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、教育委員会が任命する。この場合において、都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会はその長の意見を聴かななければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、特定地方公共団体におけるスポーツ振興審議会等の委員の任命は、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴いて、地方公共団体の長が行う。
- 6 第一項から前項までに定めるもののほか、スポーツ振興審議会等の委員の定数、任期その他スポーツ振興審議会等に関し必要な事項については、条例で定める。

（審議会への諮問等）

第二十三条 国又は地方公共団体が第二十条第三項又は前条の規定により団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第四条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ振興審議会等の意見を聴かななければならない。この意見を聴いた場合においては、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

### ●上尾市スポーツ振興審議会条例（昭和51年上尾市条例第30号）

（設置）

第1条 スポーツ振興法（昭和36年法律第141号。以下「法」という。）第18条第2項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、上尾市スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第2条 審議会は、法第4条第4項及び第23条に規定するもののほか、上尾市教育委員会（以下「教

育委員会」という。)の諮問に応じて、スポーツ振興に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツの団体の育成に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(委嘱)

第4条 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験者
- (3) 市内スポーツ団体の代表者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失った場合は、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、退任するものとする。

(会長等)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

## ●上尾市スポーツ振興審議会規則（昭和51年上尾市教育委員会規則第8号）

(目的)

第1条 この規則は、上尾市スポーツ振興審議会条例（昭和51年上尾市条例第30号）第7条の規定に基づき、上尾市スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

3 定例会は、4月及び1月に臨時会は会長が必要と認めたととき又は委員の3分の1以上から請求のあった場合を開くものとする。

(議事)

第3条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、決議することができない。

2 審議会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、教育総務部スポーツ振興センターにおいて処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が定める。

## ◇「体育指導委員」関係法令

### ●スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）

（体育指導委員）

第十九条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体（※1）にあつては、その長）は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。

2 体育指導委員は、教育委員会規則（特定地方公共団体（※1）にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 体育指導委員は、非常勤とする。

（※1）「特定地方公共団体」…地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体〔上尾市は該当しない。〕

### ●上尾市体育指導委員に関する規則（昭和37年上尾市教育委員会規則第1号）

（目的）

第1条 この規則は、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第19条第2項の規定に基づく体育指導委員の職務その他体育指導委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職務）

第2条 体育指導委員は、住民のスポーツの振興に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの振興のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定により体育指導委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

（定数）

第3条 体育指導委員の定数は、50人とする。

（任期）

第4条 体育指導委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の体育指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 上尾市教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、同項の期間中においても体育指導委員を解嘱することができる。

3 体育指導委員は、再任されることができる。

（服務）

第5条 体育指導委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 体育指導委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに上尾市教育委員会の定める規則及び訓令に従わなければならない。

3 体育指導委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（研修）

第6条 体育指導委員は、常にその職を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

（委任）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。